

協議第39号

上水道事業の取扱いについて

上水道事業の取扱いについて承認を求める。

平成19年7月3日 提出

熊本市・富合町合併協議会会長 幸山政史

上水道事業の取扱いについて

- 1 地区営水道（簡易水道）については、合併までに未整備（給水）地区も含め町営化を図り、合併時に新市に引き継ぐ。なお、合併直後の水道料金については、今後設定される町営簡易水道料金を新市に引き継ぐ。
- 2 上水道事業化については、合併後速やかに現地調査を行い、上水道整備計画を策定したうえで計画的に整備を進める。
- 3 簡易水道組織への補助金（富合町環境衛生施設整備補助金）については、富合町の簡易水道組合を町営化するため、現行制度は廃止する。

平成19年 7月30日

原案承認

・ 修正承認 ・ 継続審議

合併協議項目事業一覧（上水道事業）

協議番号	枝番号	協 議 項 目	部会名	提案	承認／継続	備考
39		上水道事業の取扱い				
	1	地区営水道(簡易水道)	水道部会	第5回		
	2	上水道事業	水道部会	第5回		
	3	組織・補助金	水道部会	第5回		

熊本市・富合町合併協議会 項目別調整内容

作業部会名：上水道部会

協議項目	39 上水道事業の取扱い	小項目名	1 地区営水道（簡易水道）
調整方針	地区営水道（簡易水道）については、合併までに未整備（給水）地区も含め町営化を図り、合併時に新市に引き継ぐ。なお、合併直後の水道料金については、今後設定される町営簡易水道料金を新市に引き継ぐ		

調 査	現 況			調整の具体的内容	
市町名	熊 本 市	富 合 町			
市 町 別 内 容	上水道事業	地区毎の組合が運営する17の簡易水道がある			地区営水道（簡易水道）については、合併までに未整備（給水）地区も含め町営化を図り、合併時に新市に引き継ぐ。なお、合併直後の水道料金については、今後設定される町営簡易水道料金を新市に引き継ぐ。
	給水人口	652,010 人	組合名	給水人口	
	1日平均給水量	231,272 m ³		1日給水量	
	公称施設能力	287,000 m ³		1日井戸能力	
				(人) (m ³) (m ³)	
			下園	176 28 62	
			平原	299 62 78	
			榎津	798 261 1,400	
			古閑・志々水	403 110 125	
			碓江・西田尻	335 65 90	
			木原	835 220 1,139	
			廻江	262 32 75	
			清藤	380 75 125	
			南田尻	460 66 142	
			杉島・御船手	545 168 190	
		富合西	528 135 210		
		小岩瀬	531 120 200		
		富合町東部	940 234 1,044		
		国町	389 35 100		
		鳥場	250 80 180		
		前川原	105 90 800		
		新	290 144 144		
		合 計	7,526 1,925 6,104		

熊本市・富合町合併協議会 項目別調整内容

作業部会名：上水道部会

協議項目	39 上水道事業の取扱い	小項目名	2 上水道事業
調整方針	上水道事業化については、合併後速やかに現地調査を行い、上水道整備計画を策定したうえで計画的に整備を進める		

調査 市町名	現 況		調整の具体的内容
	熊 本 市	富 合 町	
市 町 別 内 容	上水道事業	地区営水道（簡易水道）	上水道事業化については、合併後速やかに現地調査を行い、上水道整備計画を策定したうえで計画的に整備を進める。
	給水人口 652,010 人	給水人口 7,526 人	
	一日平均給水量 231,272 m ³	一日平均給水量 1,925 m ³	
	公称施設能力 287,000 m ³	井戸能力 6,104 m ³	
	普及率 97.5%	普及率 98.5%	
		給水人口（計） 7,526 人 1日給水量（計） 1,925 m ³ 1日井戸能力（計） 6,104 m ³	

熊本市・富合町合併協議会 項目別調整内容

作業部会名：上水道部会

協議項目	39 上水道事業の取扱い	小項目名	3 簡易水道組織・補助金
調整方針	簡易水道組織への補助金（富合町環境衛生施設整備補助金）については、富合町の簡易水道組合を町営化するため、現行制度は廃止する		

調 査 市町名	現 況		調整の具体的内容
	熊 本 市	富 合 町	
市 町 別 内 容	<p>熊本市内の水道事業については、全て熊本市水道局が運営しており、組合方式の簡易水道事業は存在しない。</p> <p>水道法（抜粋） 第6条 水道事業を営もうとする者は、厚生労働大臣の認可を受けなければならない。</p> <p>2 水道事業は、原則として市町村が営むものとし、市町村以外の者は、給水しようとする区域をその区域に含む市町村の同意を得た場合に限り、水道事業を営むことができるものとする。</p>	<p>環境衛生施設の整備を図り、生活環境の保全に努めることを目的とし整備事業を実施する者に対し、予算の範囲内で補助金を交付する。（富合町環境衛生施設整備補助金交付要綱）</p> <p>補助金の交付対象</p> <p>1 水道組合が実施する水道施設の改良及び新設等 ※事業費が10万円以内である場合は交付しない。</p> <p>補助金の交付額</p> <p>1 水道組合が実施する水道施設整備事業 当該事業費の10分の5以内</p> <p>2 1の事業で町長が特に必要と認める事業 当該事業費の10分の6以内 ※1,000円未満の端数は切り捨て</p>	<p>簡易水道組織への補助金（富合町環境衛生施設整備補助金）については、富合町の簡易水道組合を町営化するため、現行制度は廃止する。</p>